

〔翻訳〕

フランス公務員制度一般法典の団体交渉、 及び、団体協定に関する規定

——法律の部第2編第2章——

奥 忠 憲

はじめに

第四共和政憲法前文第8段は、「すべての労働者は、その代表者を介し、労働条件の団体的決定、及び、企業の管理に参加する」という労働者参加原理を定めている。この原理の一環として、組合に対し、勤務条件等について使用者との間で法的効力のある合意をすることを保障している。

この原理は、公務員法にも適用されることが憲法院の判決において認められている。しかしながら、公務員法では、長らく、組合と当局とが交渉する法制度すら確立しておらず、その確立後も、両者の合意に法的効力は認められてこなかった。

すなわち、1968年のウディノ議定書を契機とし、両者が交渉し、その結果として協定 (accord) を締結することが慣行として確立することとなった。その後、1983年7月13日法律第83-634号(公務員法における一般法である官公吏一般身分規程法律の総則について定める第1部とされていたため、以下、第1部)により、両者の交渉が法制度化されることとなった。その後、2010年7月5日法律第2010-751号(以下、2010年法)が新たに定めた第1部第8条の2において、両者の協定の有効要件として、協定に関し交渉されるレベルにおける直近の公務員代表選挙において半数以上の票を得ることという要件が設けられた。

しかしながら、「官公吏は、当局に対し法令規律関係にある」とする第1部第4条から導かれる官公吏関係法令規律原理により、官公吏の権利義務や勤務条件等は法令で規律されるものとされていたことから、両者の合意に対しては、2010年法の後も、法的効力は認められておらず、専ら政治的倫理的効力といった事実上の効力しか認められていなかった。この原理は、第三共和政期に行政判例法理として確立した。その後、ヴィシー政府期における1941年9月14日法律の第4条、及び、第四共和政期の官公吏一般身分規程法律である1946年10月19日法律第46-294号の第5条に定められて以降は、現在に至るまで常に法定されている。また、国家文武官公吏に与えられる基本的保障を法律事項とする憲法第34条や、首相に命令制定権を与える憲法第21条に基づく要請であるともされている。

こうした中で、あくまでも、前記のとおり公務員を含めた労働者の組合が使用者との間で法的効力のある合意をすることの保障は憲法上の要請であることが確認され¹、さらには、協定に法的効力の認められてこなかった点が、公務における団体交渉の停滞、とりわけ、締結された協定の数の少なさの一因であることが問題視された²。そのため、公務員制度を改革する2019年8月6日法律第2019-828号（以下、2019年法）は、第14条において、内閣に対し、憲法第38条に定められている手続に従い、同法の公布から15ヶ月以内（この期限は、*covid-19*感染症に対策するための緊急事態法である2020年3月23日法律第2020-290号第14条によって4ヶ月延長された）に、オールドナンスにより、協定に法的効力を認めるために必要な点等について定めることを授権した。

その後、関係閣僚等からの同条に基づく検討の依頼を受け、経済社会環境評議会におけるフランス民主労働総同盟（CFDT）の代表であるマリー＝オディール・エッシュ、コンセイユ・デタ名誉部長であるクリスティアン・ヴィグルー、及び、財務監督総監であるジャン＝ルイ・ルケットにより、2020

1 A.N., *Rapp. de Émilie Chalas*, n° 1924 (15^e législ.), pp. 21-23.

2 *Ibid.*, p. 50.

年4月に『公務員制度における団体交渉の強化』³という報告書が作成された。

以上を受け制定された公務員制度における団体交渉、及び、団体協定に関する2021年2月17日オルドナンス第2021-174号(以下、2021年法)は、第1条において、公務員制度における団体交渉制度や団体協定制度的について定める第1部第8条の2を改正し、新たに、第1部第8条の2から9までの条文を定めることにより、協定に法的効力を付与することを主たる内容とするものである。なお、翌日の18日には、2021年法に関する国家制度改革公務員制度省 (ministère de la transformation et de la fonction publiques (以下、MTFP))による報告書⁴が大統領に提出された。

前記のとおり、公務員法における労使間の合意に対しては、長らく法的効力が認められてこなかった。したがって、これを認めるに至った前記の2021年法の規定は極めて画期的なものである。

ところで、公務員法における一般法である官公吏一般身分規程法律は、総則について定める前記の第1部、国家公務員制度について定める第2部とされていた1984年1月11日法律第84-16号、地方公務員制度について定める第3部とされていた1984年1月26日法律第84-53号、及び、病院公務員制度について定める第4部とされていた1986年1月9日法律第86-33号という4つの法律に分かれていた⁵。こうした状態を受け、公務員制度一般法典 (code général de la fonction publique (以下、本法典)) を定めるために必要な法律上の措置をオルドナンスで定めることを議会が内閣に授権することにより、法の明白性 (clarté)、及び、明瞭性 (intelligibilité) を強化することが求められることとなった⁶。そこで、2019年法の第55条は、

3 Marie-Odile Esch et al., *Renforcer la négociation collective dans la fonction publique*, 2020.

4 MTFP, *Rapp. relatif à l'ordonnance n° 2021-174*, 2021.

5 そのほかにも、基本的には、職員群 (corps) ごとにコンセイユ・デタの議を経たデクレによって定められている官公吏特別身分規程命令をはじめ、数多の命令が存在している。

6 S., *Rapp. de Catherine Di Folco et de Loïc Hervé*, n° 570 (S.O. de 2018-2019), t. 1, p. 221.

内閣に対し、憲法第 38 条に定められている手続に従い、同法の公布から 24 ヶ月以内（この期限も、**covid-19** 感染症に対策するための緊急事態法である 2020 年 3 月 23 日法律第 2020-290 号第 14 条によって 4 ヶ月延長された）に、これらの 4 つの法律に換わるものとして、オールドナンスにより、本法典の法律の部を定めることを内閣に授権した。これに基づき、本法典の法律の部を定める 2021 年 11 月 24 日オールドナンス第 2021-1574 号が定められた。同法により、2021 年法の定めた前記の第 1 部第 8 条の 2 から 9 までは、主として、本法典の法律の部第 2 編第 2 章（法典第 L. 221 条の 1 から L. 227 条の 4 まで）に整理された（2023 年 7 月時点で命令の部は未制定）。なお、前記の第 1 部第 4 条に定められていた官公吏関係法令規律原理の条文は、引き続き、本法典第 L. 1 条に定められている。

以上に鑑みた結果として、本稿において、同章の条文を訳出する次第である。

なお、本稿は、主として、拙稿「フランス公務員参加法における協定法制に関する考察——2021 年法改正による法的効力付与を中心に——」大石眞先生古稀記念『憲法秩序の新構想』（三省堂、2021 年）242-267 頁、及び、拙稿「公務員制度における協定への法的効力の付与——公務員制度における団体交渉、及び、団体協約に関する 2021 年 2 月 17 日オールドナンス第 2021-174 号、公務員制度における団体協定の改正、及び、解約に関する憲法院 2021 年 12 月 10 日判決第 2021-956QPC 号」日仏法学第 32 号（2023 年予定）の基礎資料として位置づけられるものである。とりわけ、2021 年法に至るまでの経緯、同法、及び、同法に関する憲法院 2021 年 12 月 10 日判決第 2021-956QPC 号等の解説や検討等については、それらの文献も併せて参照されたい。

九 また、本稿における本法典の翻訳の原文は、フランス内閣の管理運営するサイトであるレジフランス (<https://www.legifrance.gouv.fr/>) に掲載されているものである（2023 年 7 月 31 日最終閲覧）。

フランス公務員制度一般法典（抄）

法律の部（第 L. 1 条から第 L. 829 条の 2 まで）

第 2 編 組合権の行使、及び、労使間対話（第 L. 211 条の 1 から第 L. 291 条の 2 まで）

第 2 章 団体交渉、及び、団体協定（第 L. 221 条の 1 から第 L. 227 条の 4 まで）

第 1 節 交渉資格者（第 L. 221 条の 1 から第 L. 221 条の 4 まで）

第 L. 221 条の 1

公務員を代表する代表的組合⁷は、全国レベルにおいて、公務員の給与の改定、及び、購買力の変更(évolution des rémunérations et du pouvoir d'achat)に関し、内閣代表、地方公務使用者代表、及び、病院公務使用者代表と交渉する資格を有する。

第 L. 221 条の 2

代表的組合、並びに、管轄行政当局、及び、管轄地方当局は、全国レベル、地方レベル、又は、近接するレベルにおいて、本法典第 L. 222 条の 4 に定められている条件の限りで、本法典第 L. 222 条の 3 に定められている事項を対象とする協定を締結し、これに署名する資格を有する。

第 L. 221 条の 3

代表的組合とは、本法典第 L. 221 条の 1、第 L. 221 条の 2、及び、第 L. 222 条の 2 に定められている主題、及び、レベルに応じ、次の諮問機関において 1 議席以上を有する組合である。

一 本編第 4 章第 2 節に定められている公務員制度共通評議会、同章第 3 節に定められている国家公務員制度高等評議会、同章第 4 節に定められている地方公務員制度高等評議会、又は、同章第 5 節に定められている

7 本法典が制定される前の第 1 部第 8 条の 2 では、「公務員を代表する代表的組合」ではなく、「代表的官公吏組合」とされていた。2010 年法以降は非正規公務員にも公務員代表選挙において投票権が認められている。

病院公務員制度高等評議会。

二 管轄行政当局、又は、管轄地方当局に設けられ、本編第5章第1節第1款に定められている社会委員会、又は、社会委員会に与えられている権限を行使する機関。

ただし、諮問機関を有しない下位の行政レベルでも、協定を締結できる。この場合において、本法典第L. 223条の1に定められている多数性要件は、当該協定に関係する公務員の範囲に最も近い上位の近接行政レベルに設けられている諮問機関のレベルにおいて評価される。

第L. 221条の4

本法典第L. 4条⁸に定められており、かつ、諮問機関を有しない地方公共団体、及び、地方公施設に関しては、参照される諮問機関は、本法典第L. 251条の5⁹に基づき、地方公共団体、又は、地方公施設の属することになる地方公務員管理センターの地方社会委員会である。

第2節 協定の主題と内容(第L. 222条の1から第L. 222条の5まで)

第L. 222条の1

本法典第L. 222条の3に定められている事項を対象とする協定は、命令的措置(mesures réglementaires)を定める規定、及び、命令的措置の制定を含まない特定の行為に着手することを行政当局に義務づける条項を含むことができる。

管轄当局は、これらの協定が、実施するのに命令的措置を含む条項を含むとき、組合に対し、その命令的措置の実施を計画している日程を通知する。

本法典第L. 222条の3に定められている事項を対象とする協定の中に含まれている命令的措置は、法律がコンセイユ・デタの議を経たデクレで定めることを求めた法準則を対象とすることも、コンセイユ・デタの議を

七

8 地方官公吏について、永続的な職に任命され、かつ、地方公共団体、又は、地方公施設の行政上の職階の官等に任官された者と定義する規定である。

9 50人の公務員を有する地方公共団体、地方公施設、及び、50人より少ない公務員を有する地方公共団体、及び、地方公施設の属する地方公務員制度管理センターに対し、地方社会委員会が設けられるとする規定である。

経たデクレで定められている法準則を改正することも、これらの法準則に違反することもできない。

これらの命令的措置は、必要に応じ管轄する諮問機関への事前の諮問に服しない。

第 L. 222 条の 2

本法典第 L. 222 条の 3、及び、第 L. 222 条の 4 に定められている事項を対象とする交渉に適用される手法を定めるために、国家公務員制度、地方公務員制度、及び、病院公務員制度を共通して対象として、これら 3 つの公務員制度のうちの一つを対象として、又は、省、及び、その省の管轄に属する公施設を対象として、協定の署名者を義務づける基本協定 (accords-cadres) を締結することができる。

基本協定は、それらの交渉の方法、及び、必要に応じ、それらの交渉の日程を決めることを目的とする。

本法典第 L. 222 条の 3、及び、第 L. 222 条の 4 に定められている事項を対象とする交渉の開始に先立ち、協定の署名者を義務づける手法協定 (accords de méthode) を締結することができる。

第 L. 222 条の 3

本法典第 L. 221 条の 2 に定められている協定は、次に関する事項を対象とする。

- 一 労働の条件と編成、特に、労働上の衛生安全保健分野の対策
- 二 労働時間、テレワーク、労働上の生活の質、通勤方法、及び、デジタル化が労働の条件と編成に与える影響
- 三 公役務の再編措置の社会的影響
- 四 気候変動対策、資源環境保護、及び、組合の社会的責任を考慮した措置の実施
- 五 公務上の男女平等
- 六 機械の平等の促進、及び、公務へのアクセスとキャリアの管理における多様性の証人と差別対策

- 七 障がい有者者の公務上の統合、維持、及び、キャリアステップ
- 八 キャリアパス、及び、公務における昇任
- 九 修習
- 十 職業訓練、及び、生涯教育
- 十一 集团的利益分配手当、及び、補償方針の実施方法
- 十二 社会福祉
- 十三 補足的社会保障
- 十四 職務の変化、及び、職と権限の予測管理

第 L. 222 条の 4

代表的組合、及び、管轄行政当局、及び、管轄地方当局は、本法典 L. 222 条の 3 に定められている事項以外の全ての事項を対象とした交渉に参加する資格も有する。

ただし、本法典第 L. 222 条の 1 の規定は、これらの交渉には適用されない。

第 L. 222 条の 5

本法典第 L. 221 条の 2 に定められている協定を下位のレベルに適用する条件に関する協定は、その下位のレベルに適用される協定の必要不可欠な条項を尊重しつつ、その協定を明確にすること、又は、その協定の全体的な体系を改善することのみできる。

第 3 節 協定の多数性要件 (第 L. 223 条の 1)

第 L. 223 条の 1

本法典第 L. 222 条の 1、第 L. 221 条の 2、及び、第 L. 222 条の 2 に定められている協定は、その協定の交渉されるレベルにおいて実施される直近の公務員代表選挙のときに、交渉する資格の与えられる組合を支持する有効投票の半数以上を得た一つ又は複数の代表的組合の署名したときに、有効である。

五

第 4 節 協定を締結し、これに署名し、これを認可する管轄当局 (第 L. 224 条の 1 から第 L. 224 条の 4 まで)

第 L. 224 条の 1

本法典第 L.221 条の 2 に定められている協定の一つを締結する管轄行政当局、又は、管轄地方当局とは、協定が必要に応じ含む命令的措置を実施し、又は、協定の定める特定の行為に着手することのできる当局である。

ただし、本法典第 L. 221 条の 2 に定められている協定と同じ主題を有する一方的行政行為を定めることのできる複数の当局のうちの一つが、その協定の条文を事前に認可したときには、その認可した当局は、その協定に署名しなくてもよい。

協定は、複数の行政当局、又は、地方当局の管轄に属する一方的行政行為に置き換わる命令規定 (*dispositions réglementaires*) を含むときには、その一方的行政行為を制定できる全当局によって署名される。

第 L. 224 条の 2

協定に署名できる行政当局は、他の行政当局に対し、交渉をすること、及び、協定の条項を事前に認可している限りで、その協定を締結することを許可できる。

協定は、合議制の、又は、審議制の機関の管轄に含まれる主題を対象とするときには、その機関が、行政当局、又は、地方当局に対し、交渉に着手すること、及び、協定を締結することを事前に許可しており、その協定の有効要件が確認されたうえで、それらの当局がその協定に署名したときに限り、有効となりうる。

第 L. 224 条の 3

本法典第 L. 4 条の定める地方社会委員会を有しない地方公共団体、及び、公施設においては、地方公務員制度管理センターが、本法典第 L. 452 条の 38 第 4 号¹⁰に基づき、必要に応じ、交渉、及び、協定の締結を許可される。

地方公務員制度管理センターは、一つ又は複数の関係地方公共団体とと

10 地方公務員制度管理センターに対し、本章に定められている方法に基づき、必要に応じ、交渉に参加すること、及び、協定を締結することを認める規定である。

もに、交渉の展開の条件、及び、協定の締結の方法を決める。

協定の適用は、地方当局、地方公共団体の合議制の機関、又は、公施設の合議制の機関による認可に服する。

第 L. 224 条の 4

協定の署名は、協定が、本法典第 L. 222 条の 3 第 8 号、第 11 号、及び、第 13 号に定められている事項を対象とし、命令規定を含むときには、予算、及び、公務員制度を担当する大臣の事前の認可に服する。

第 5 節 組合の発議に基づく交渉（第 L. 225 条の 1）

第 L. 225 条の 1

合計で有効投票の半数以上を得た全国レベル、又は、地方レベルの代表的組合が、そのレベルに応じた管轄行政当局、又は、管轄地方当局に対し、本法典第 L. 222 条の 3 に列挙されている事項の一つ、又は、本法典第 L. 222 条の 4 に定められている条件の限りで、その他あらゆる事項に関する交渉を開始することを求めるときには、これを求められた当局は、最長期間以内に、交渉開始の要件がみたされているかを判断するための会議を提案しなければならない。

第 6 節 協定の施行、及び、公布（第 L. 226 条の 1 から第 L. 226 条の 2 まで）

第 L. 226 条の 1

本法典第 L. 223 条の 1 に定められている協定は、その協定の公布の翌日、又は、その協定の定める後日に施行される。

その協定に署名した行政当局、又は、地方当局は、関係公務員制度を管轄する高等評議会、及び、協定が 2 つ以上の公務員制度に関係するときには公務員制度共通評議会に対し、直ちに、協定の複写を提出する。

第 L. 226 条の 2

三 本法典第 L. 5 条¹¹ に定められている公施設を管轄する地域圏衛生庁 (agence

11 病院官公吏について、フルタイム、又は、勤務時間が少なくとも半日勤務以上のパートタイムで永続的な職に任命され、かつ、病院公施設等の行政上の職階の官等に任官された者と定義する規定である。

régionale de santé) の総長が、その公施設の長の締結した協定と上位の法規範との適合性を審査した後に限り、その協定を公布することができる。

第 7 節 協定の調査、改正、停止、及び、解約 (第 L. 227 条の 1 から第 L. 227 条の 4 まで)

第 L. 227 条の 1

調査委員会は、本法典第 L. 223 条の 1 の定める締結された協定ごとに組織される。

調査委員会は、協定に署名した組合の選んだ者、及び、管轄行政当局、又は、管轄地方当局の代表者から構成される。

第 L. 227 条の 2

本法典 L. 223 条の 1 の定める多数性要件を遵守し締結される協定により、同条の定める協定を改正できる。

第 L. 227 条の 3

本法典第 L. 223 条の 1 の定める協定の一つに署名した行政当局は、異例の状況である場合に、一定の期間にわたり、協定の施行を停止できる。

第 L. 227 条の 4

本法典第 L. 223 条の 1 の定める協定に署名した当事者は、その協定を、全部、又は、一部の解約の対象にすることができる。

協定の解約は、これに署名した組合によるときには、本法典 L. 223 条の 1 に定められている多数性要件をみたさなければならない。

このような解約の対象となる協定が必要に応じ含んでいる命令条項は、命令制定権、又は、新たな協定が、これを改正し、又は、廃止するまで有効である。

【附記】

本稿は、JSPS 科研費 (基盤研究 (B)) 「統治構造における独立機関の存在意義と機能条件」 (課題番号 JP 20H01421・研究代表者曾我部真裕)、及び、JSPS 科研費 (基盤研究 (B)) 「わが国実定公務員法制の抜本的改革に向けた

理論的研究」（課題番号 JP 21H00660・研究代表者下井康史）の助成を受けた研究の成果の一環である。